

令和5年2月10日

第32回水俣市農業委員会

第32回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和5年2月10日
開会 9時30分
閉会 9時56分
- 3 出席委員
農業委員 14名 1番 坂本 隆司 君 8番 中村 清治 君
2番 松田 時義 君 9番 廣島 康雄 君
3番 森口 信二 君 10番 松本 公昭 君
4番 山澤 親徳 君 11番 瀧上 正嗣 君
5番 田畑 和雄 君 12番 前田 仁 君
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
推進委員 13名 16番 蒔元 政廣 君 23番 山口 初憲 君
17番 竹下 正治 君 24番 池田 郁雄 君
18番 竹本 孝幸 君 25番 原田 隆義 君
19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君
20番 溝口 幸一 君 27番 下鶴 信雄 君
21番 安田 昌一 君 28番 古里 君廣 君
22番 坂口 新一 君
- 4 欠席委員
農業委員 0名
推進委員 1名 15番 平松 明子 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項 (1) 合意解約通知について
(2) 農用地利用配分計画の認可について
(3) 農地形状変更後の完了について
(4) 農地転用許可後の工事の完了について
議第111号 農地法第3条の許可申請について
議第112号 農地法第5条の許可申請について
議第113号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局 長 永松 正治
次 長 大川 尊
参 事 松原 真樹
主 任 山内 哲郎

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第32回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日の出席の農業委員は14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、11番、淵上委員、13番、戸次委員にお願い いたします。 なお、農地利用最適化推進委員は、13名です。 欠席者は、15番、平松委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げ ていただきます。 本日は、4番、山澤委員にお願いします。</p>
<p>4番委員 (山澤親徳君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させる ため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めま す。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)合意解約通知についてでございます。 議案書は、1ページを御覧ください。 1件でございます。 農業公社を介して転貸していた農地でございます。 貸し人、借り人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、新たな受け手との調整の結果、合意 解約するものでございます。 この農地は、既に新たな転借人が決定しておりますので、次の報 告事項(2)、農用地利用配分計画の認可について改めて御報告い たします。 なお、場所につきましては、4ページを御覧ください。 次に、報告事項(2)農用地利用配分計画の認可についてござ います。 議案書は、2ページを御覧ください。 まず、番号1についてですが、令和3年3月10日の第9回農業 委員会会議で、貸し人から熊本県農業公社への農用地利用集積計 画の申し出について、御審議、御承認いただいた土地になりますが、</p>

先程、報告事項（１）合意解約通知についてで御報告しました合意解約に伴い、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借につきまして、令和５年１月１８日付けで熊本県知事の認可がありましたので、御報告申し上げます。

土地の所在、地目、面積は、記載のとおりで全５筆です。

期間は、令和５年２月１日から令和１３年４月３０日までの８年３か月となっております。

利用目的は樹園地で、借り賃、利用権の種類は、議案書記載のとおりです。

場所は、４ページを御覧下さい。

２ページにお戻りください。

次に、番号２についてですが、令和４年１２月９日の第３０回農業委員会会議で、貸し人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申し出について、御審議、御承認いただいた土地になります。

記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和５年１月６日付けで熊本県知事から認可されました。

土地の所在、地目、面積は、記載のとおりです。

期間は、令和５年２月１日から令和１５年１月３１日までの１０年となっております。

利用目的は、水稻。

借り賃、利用権の種類は、議案書記載のとおりです。

場所は、５ページを御覧下さい。

次に、番号３から番号６についてですが、議案書２ページから３ページになります。

こちらは、平成２９年１２月８日の第６回農業委員会会議で、貸し人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申し出について、御審議、御承認いただき、その後、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、平成３０年１月２６日付けで、熊本県知事から認可されていた農地です。

５年間の転借を終え、改めて、熊本県農業公社が転貸人となり、継続して転借人への貸借について、令和５年１月２４日付けで熊本県知事から認可された農地となります。

土地の所在、地目、面積は、議案書記載のとおりです。

期間は、全て令和５年２月１日から令和１０年１月３１日までの５年となっております。

利用目的は茶で、借り賃、利用権の種類は議案書記載のとおりです。

場所は、６ページを御覧下さい。

次に、報告事項（３）農地形状変更後の完了についてでございます。

議案書は７ページを御覧下さい。

１件です。

平成２９年９月１４日に、窪地で耕作がしにくいため盛土を行う旨、届けがなされた農地で、その後、災害等のため土砂の搬入ができず、工期の延長届けがなされていましたが、令和４年１２月１９

	<p>日付けで完了報告書の提出がありました。</p> <p>令和5年1月13日に、農業委員、推進委員および事務局で現地を確認したところ、届け出内容のとおり形状変更が完了していましたので御報告申し上げます。</p> <p>なお、場所については、8ページに記載されています。</p> <p>次に、報告事項(4)農地転用許可後の工事の完了についてでございます。</p> <p>議案書は、9ページから11ページになります。</p> <p>12件でございます。</p> <p>それぞれ、表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で工事完了報告書の提出がありました。</p> <p>そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員、推進委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。</p> <p>報告事項の説明は以上となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第111号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
4番委員 (山澤親徳君)	はい、議長。
議 長	はい、4番、山澤委員をお願いします。
4番委員	<p>議第111号、農地法第3条の許可申請の番号1について説明致します。</p> <p>議案書は、13ページを御覧ください。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>1筆は、地目は、台帳現況とも田です。</p> <p>面積は、673㎡。</p> <p>同じく、1筆は、台帳現況とも畑です。</p> <p>面積は、253㎡。2筆合計で926㎡となっております。</p> <p>譲受人の状況につきましては、譲受人と、両親の3名で農業経営を行っております。</p> <p>耕作面積は、自作地が3,216㎡となっており、ほとんど耕作されていて、今回農地を譲り受け、水稻、根菜栽培を行うとのことで経営拡大を図るとのことです。</p> <p>譲受人の農作業の従事日数につきましても、年間150日以上従</p>

	<p>事されております。</p> <p>下限面積も、申請地と自作地の、合計面積30aは超えておりません。</p> <p>所有権移転は、贈与でございます。</p> <p>申請地は、議案書の14ページを御覧ください。</p> <p>2月3日に事務局2名、行政書士、推進委員、私の5名で現地確認を行い、周辺農地の利用状況等を確認して参りました。</p> <p>周辺は、ほとんどが水田と畑となっております。</p> <p>譲渡人は、高齢者でもあり後継者もいないので、手離すことになりましたとのことです。</p> <p>以上ですが、周辺農地の農業上、効率的かつ総合的な利用確保に支障は生じないと考えられますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、各要件は満たしていると考えられますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から、補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第111号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第111号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第112号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>私の担当ですので、私から説明します。</p>
議 長	<p>16ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条の許可申請の番号1について説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりでございます。</p> <p>地目は、台帳は畑、現況は山林でございます。</p>

	<p>転用目的は、太陽光発電変電所の建設をするための取付道路でございます。</p> <p>一時転用で3年間となっています。</p> <p>現地は、17ページを御覧ください。</p> <p>現地調査を3日に行いました。</p> <p>事務局2名、申請人2名、私達2名の6名で調査を行いました。</p> <p>ここは、太陽光の変電所になりますけれども、以前も別の場所からの変電所はつけておられて、その時も一時転用で、そちらの方は工事が終わっております。</p> <p>今度のは、別の所からの太陽光の変電所になります。</p> <p>農地区分としては、1種農振地ですが、一時転用ですので何ら問題ないかなと思います。</p> <p>第5条の許可要件は満たしていると思いますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第112号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し本会の意見として決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第112号、農地法第5条の許可申請については、本会の意見として許可相当と決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第113号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
5番委員 (田畑和雄君)	はい、議長。
議 長	はい、5番、田畑委員をお願いします。
5番委員	議第113号、農用地利用集積計画申出について、利用権再設定番号1を説明したいと思います。

	<p>議案書は、21ページです。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりでございます。</p> <p>台帳、現況とも畑。</p> <p>面積は、648㎡と4,370㎡。2筆合わせて5,018㎡。</p> <p>始期終期は、令和5年3月1日から令和10年2月28日までの5年間。</p> <p>利用目的は、果樹になっています。</p> <p>借賃と利用権の種類は、記載のとおりです。</p> <p>借人の方は、果樹は甘夏ですが、一生懸命頑張っておられますので問題はないと思います。</p> <p>経営面積は、自作と借入合わせて記載のとおりです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>申請地は、23ページです。</p> <p>ここは、基盤整備してある所ですので、場所的には良い所ということですので何ら問題はないと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
10番委員 (松本公昭君)	はい、議長。
議長	はい、10番、松本委員にお願いします。
10番委員	<p>議第113号、利用権の一括方式について、1番を説明いたします。</p> <p>貸人、借人は記載のとおりです。</p> <p>10年間ということですが、貸人の方は長いなどか言っておられましたが、合意解約とかもできますのでと説明はしておきました。</p> <p>場所は、24ページになります。</p> <p>標高の高い所で見晴らしの良い所になります。</p> <p>貸人は、以前はお茶農家でしたが、現在、お茶は辞めて玉葱農家として頑張っておられましたが、最近では体調がすぐれないということで、玉葱を作っていた所は、合意解約されております。</p> <p>借人は、お茶農家として広い面積を経営しておられます。</p> <p>下限面積も40a以上ありますので、何ら問題はないと思われまます。</p> <p>以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)

議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第113号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第113号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第32回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員